



## 交通事故などの第三者による行為で ケガや病気をした場合は届け出を

第三者(自分以外の人)の行為によりケガや病気をした場合で、国民健康保険を使用して治療を受けようとする時は「第三者行為による傷病届」などの提出が必要です。

### 第三者行為によるケガや病気とは

- 交通事故
- 不当な暴力や傷害行為を受けてケガをした場合
- 他人の飼い犬やペットなどによりケガをした場合
- 飲食店で食中毒になった場合 など



※業務上や通勤途中の第三者行為による病気やケガについては「労災保険」で医療を受けることになります。

### まずは連絡を!

第三者行為の届け出に必要な書類は多数あります。書類は役場1階 住民課に用意していますので、まずはご連絡ください。

詳細は須恵町ホームページをご覧ください。

ホームページはこちら



問 住民課 国保年金係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線116)

10年に1度の無料で受診  
できるチャンス!

健康だより



## 歯周病検診は1月31日までです

問 健康増進課 保健予防係 ☎ 933-6425(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線173)

初期の歯周病はほとんどが無症状です。検診で早く見つかれば治療や費用の負担も軽くなります。

- |          |   |
|----------|---|
| ▶ 実施期間   | 令和8年1月31日(土)まで (医療機関の診療時間内)   |
| ▶ 実施医療機関 | 須恵町ホームページよりご覧ください。  |
| ▶ 対象者    | 20歳、30歳、40歳、50歳、60歳 (年齢基準日: 令和8年3月31日)                                      |
| ▶ 自己負担金  | <b>無料</b><br>※虫歯や歯石除去など治療が必要と医師が判断した場合は、健康保険での治療費が発生します。                    |
| ▶ 予約方法   | 歯科医院に直接電話で予約してください。   |
| ▶ 持参するもの | 受診券、マイナ保険証または資格確認書<br>※受診券(はがき)は5月末に役場から送付しています。(再発行については須恵町ホームページをご覧ください。) |



## 12月は国民健康保険(国保)制度の 適用適正化月間です

国民健康保険(国保)は、74歳以下の健康保険(共済・船員保険も含む)の被保険者およびその被扶養者、生活保護受給者を除く、全ての人が加入する制度です。

国保資格の適正な適用について、ご協力をお願いします。

### 国保に加入する人

74歳以下の健康保険(国保)の被保険者として認定されることがあります。

- 職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している人
- 後期高齢者医療保険に加入している人
- 生活保護を受けている人

### 国保に加入する主な事由と必要なもの

- 転入したとき
  - ➡ 転入前の市区町村の転出証明書
- 社会保険などから脱退したとき
  - ➡ 資格喪失証明書
- 生活保護を受けなくなったとき
  - ➡ 生活保護廃止決定通知書

※届け出時には、マイナンバーカード(またはマイナンバーが分かるものと本人確認書類)をお持ちください。

### 国保から脱退する主な事由と必要なもの

- 転出するとき
  - ➡ 資格確認書または資格情報のお知らせ
- 社会保険などに加入(扶養を含む)したとき
  - ➡ 資格確認書や資格情報のお知らせなど、社会保険などの被保険者または被扶養者であることを証明する書類
- 生活保護を受けたとき
  - ➡ 生活保護開始決定通知書

### 届け出は忘れないに

社会保険などに新たに加入または脱退した場合、14日以内に届け出をしてください。

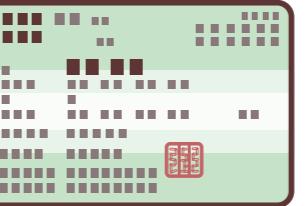
### 社会保険などに加入了場合

届け出が遅れると、新しく加入した健康保険の保険料と支払いが二重となる場合があります。

届け出の際に再計算を行い、払いすぎている場合は、国保保険税の還付を行います。

### 社会保険などから脱退した場合

国保は、社会保険の資格喪失日までさかのぼって加入するため、国保保険税は、加入月までさかのぼつて請求されます。



### 社会保険の被扶養者になれる場合があります

同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがあります。

次の要件に心当たりがある人は、扶養認定ができるかどうか、お勤め先に相談してください。

### 被扶養者の要件と範囲

社会保険の被扶養者は、主として被保険者の収入で生計を維持している人で、次の要件に該当する人です。

- ①被保険者と同居していないなくてもよい人  
配偶者(内縁関係も含む)、父母、祖父母などの直系尊属、子、孫および兄弟姉妹

- ②被保険者と同居していることが条件の人  
兄弟姉妹の配偶者、おじ・おば、甥姪などとその配偶者、配偶者の父母や子など3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母と子、孫、弟妹の配偶者、内縁関係の配偶者死亡後の父母と子

### 被扶養者の年収の目安

①年収130万円未満で、扶養する人の年収の半分未満であること

②60歳以上または一定の障がい者の場合は、180万円未満であること

※給与や年金、失業保険など全ての収入が対象となります。

### 所得の申告を忘れずに

国保に加入している人は、所得の申告が必要です。申告をしないと、国保税の軽減が受けられなかったり、医療費の限度額認定申請時の判定が正しくできなくなったりします。

### セルフメディケーション、始めませんか

セルフメディケーション税制とは、特定のOTC医薬品を年間で1万2千円を超えて購入した際に、超えた金額(上限8万8千円、生計を一にしている家族の分も含む)について確定申告で所得控除を受けられる仕組みです。なお、所得税や住民税を納めていて、健康維持増進および疾病予防への取り組みをした人が対象です。

- ※薬局などでOTC医薬品を購入した際のレシートや領収書は捨てずに保管しましょう。
- ※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は選択制となり、併用できません。

**セルフメディケーション  
税控除対象**  
対象のOTC医薬品の多くにはパッケージに識別マークがついています

問 住民課 国民健康保険係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)